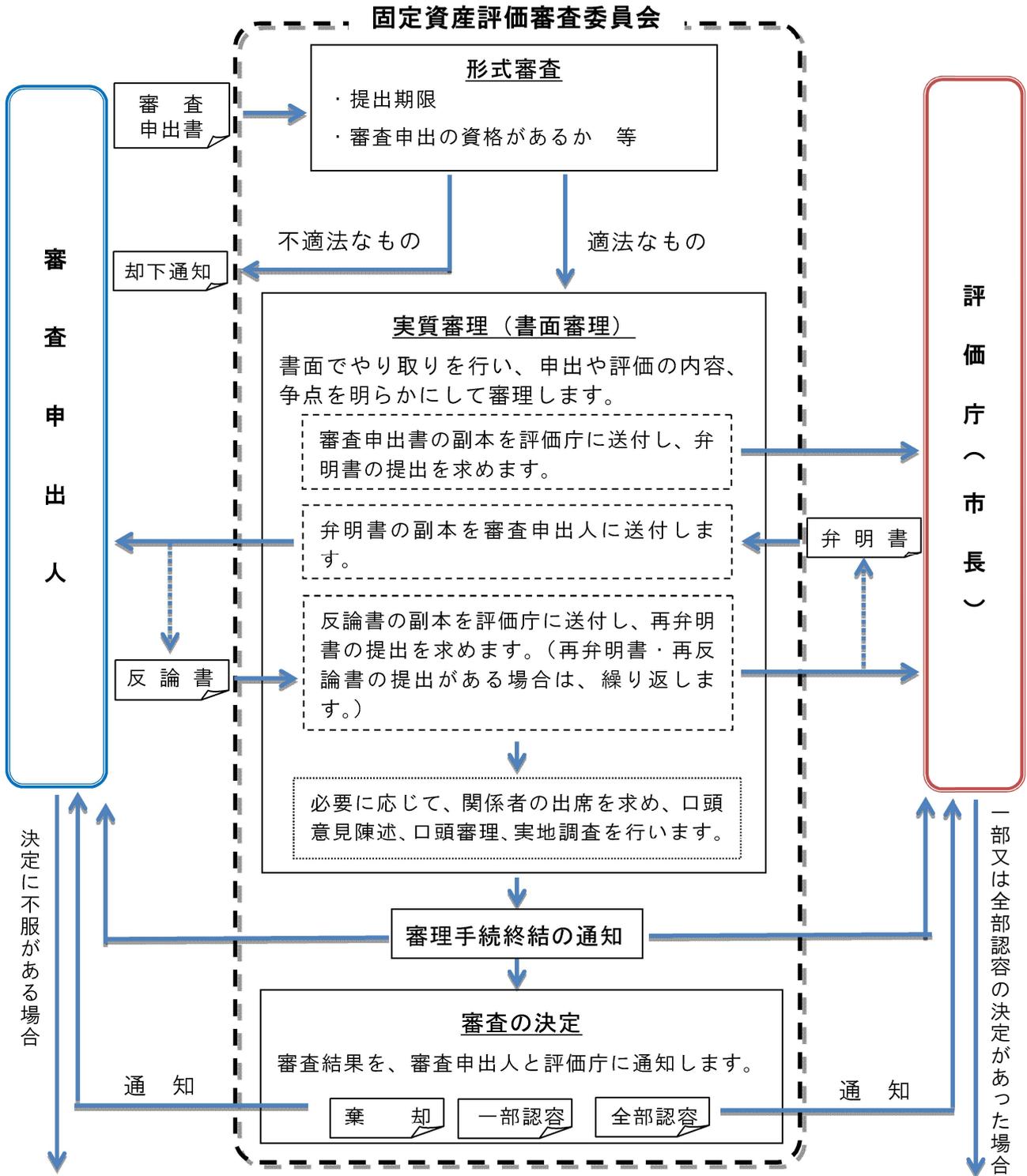


固定資産審査申出の流れ



取消訴訟の提起
決定があったことを知った日の翌日から6か月以内に委員会の決定の取消しを求める訴訟を提起できます。ただし、決定の日から1年を経過すると、提起することはできません。

登録価格の修正
通知を受けた日から10日以内に価格等を修正して登録し、納税者に通知します。

棄却 ⇒ 申出は適法であるが、主張が認められない場合。
認容 ⇒ 申出が適法で、主張の全部または一部が認められる場合。委員会は市長に価格の修正を求めます。